

## 平成20年度(第2期) 特定非営利活動に係る事業 会計収支計算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

特定非営利活動法人

児童虐待防止全国ネットワーク

(単位:円)

科 目	金	額	
(経常収支の部)			
I 経常収入の部			
1 会費・入金収入			
入金収入	0		
会費収入	75,000	75,000	
2 事業収入			
(1) 児童虐待防止シンポジウム開催事業収入	1,555,563		
(2) 児童虐待防止啓発活動事業収入	50,000		
(3) 目的を同じくする団体との連携事業	0	1,605,563	
3 補助金等収入			
地方公共団体補助金収入			
民間助成金収入			
4 寄付金収入			
5 その他収入			
利息収入	14,118		
任意団体からの繰入金	0	14,118	
6 その他の事業会計からの繰入			
経常収入合計			32,260,408
II 経常支出の部			
1 事業費			
(1) 児童虐待防止シンポジウム開催事業費	1,555,563		
(2) 児童虐待防止啓発活動事業費	16,240,553		
(3) 目的を同じくする団体との連携事業費	45,000	17,841,116	
2 管理費			
役員報酬	0		
給料手当	564,992		
法定福利費	136,120		
業務委託費	222,600		
光熱水費	92,485		
消耗品費	242,594		
通信運搬費	91,699		
印刷製本費	142,110		
租税公課	47,200		
地代家賃	1,043,280		
旅費交通費	16,660		
諸会費	14,000		
会場費	35,836		
雑費	96,688	2,746,264	
経常支出合計			20,587,380
経常収支差額			11,673,028
III その他資金収入の部			
1 固定資産売却収入			
その他の資金収入合計	0		
IV その他資金支出の部			
1 固定資産取得支出	0		
その他の資金支出合計	0	0	0
当期収支差額			11,673,028
前期繰越収支差額			12,556,763
次期繰越収支差額			24,229,791
(正味財産増減の部)			
V 正味財産増加の部			
1 資産増加額			
当期収支差額(再掲)	11,673,028	11,673,028	
2 負債減少額			
増加額合計			11,673,028
VI 正味財産減少の部			
1 資産減少額			
当期収支差額(再掲)(マイナスの場合)	0	0	
2 負債増加額			
未払金増加額	68,106	68,106	
減少額合計			68,106
当期正味財産増加額(又は減少額)			11,604,922
前期繰越正味財産額			13,048,984
当期正味財産合計			24,653,906

(注記) . . . . . 備考の5を参照

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 タイトルの年度の後の空欄部分には、「特定非営利活動に係る事業」、又はその他の事業を行う場合にあつては、「その他の事業」と記載し、事業毎に区分して別葉として作成する。
- 3 定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、前事業年度に実施しなかった場合でも収入支出0円の収支計算書を作成する。
- 4 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会計処理上は、事業の種類毎に区分して記載する。事業費の例としては、「〇〇事業費」(注 当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。)というように事業毎に記載する。
- 5 重要な会計方針等を計算書類に対する注記を欄外下に記載する。  
(重要な会計方針とは、原価償却の方法及び資金の範囲等をいう。)
- 6 管理費の支出規模(管理費の合計)は、総支出額(事業費及び管理費の総計)に占める割合の2分の1以下であることが必要。(事業費>管理費)  
(詳しくは東京都における運用方針参照のこと。)
- 7 特定非営利活動促進法第5条第1項により、その他の事業において収益を生じたときは、これを特定非営利活動のために使用しなければならないとあるので、その他の事業の収益は特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れることが必要。  
(詳しくは東京都における運用方針参照のこと。)